

インターネット機器賃貸借 仕様書

令和8年3月

久留米市

目次

第1章	業務概要	3
1	背景.....	3
2	基本方針.....	3
3	調達範囲.....	3
4	スケジュール.....	3
第2章	久留米市インターネット機器構成の現状	4
1	インターネット機器とは.....	4
2	設置場所.....	4
3	インターネットシステム構成.....	4
4	インターネットシステム運用保守.....	4
第3章	インターネットシステム構築要件	5
1	構築要件.....	5
2	要求事項.....	7
第4章	ネットワーク運用保守要件	8
1	運用保守要件.....	8
2	要求事項.....	9
第5章	その他	10
1	必須要件の取り扱いについて.....	10
2	特記事項.....	10
3	提出書類.....	10

第1章 業務概要

1 背景

久留米市は、インターネット機器の更改時期を迎えるにあたり、契約満了までに新たな機器を調達し運用を開始する必要がある。

2 基本方針

次期インターネット機器は原則として現状の要件を満たすものとするが、コスト面や管理の簡素化を考慮したネットワーク環境を構築する。

3 調達範囲

次期インターネット機器の設計、構築、テスト、調査、調整等の一連の業務及び付帯作業一式は全て調達範囲とする。また、令和9年2月1日から令和11年9月30日までの機器保守業務及び付帯作業一式についても全て調達範囲とする。

次期インターネット機器が利用するハードウェア及びソフトウェアの調達、運搬、納品、設置、設定等の一連の業務及び付帯作業一式は、全て調達範囲とする。

なお、令和9年1月から3月の期間で第3期福岡県自治体情報セキュリティクラウドサービスの移行作業が予定されており、そのことに伴う設定変更作業等についても全て調達範囲とする。

4 スケジュール

構築期間は契約締結日の翌日から令和9年1月31日までとする。また、保守期間は令和9年2月1日から令和11年9月30日までとする。

なお、本契約は再リースを行うことも想定されるため、最長令和14年1月31日まで契約を延長する可能性を考慮し、耐用可能な機器を調達すること。契約延長に際しては、両者協議の上決定を行う。

第2章 久留米市インターネット機器構成の現状

1 インターネット機器とは

インターネット機器とは、久留米市の情報通信ネットワークのうち、情報系及びインターネット系のインターネット機器を取り扱うインターネットシステムである。

2 設置場所

久留米市役所本庁舎5階。

3 インターネットシステム構成

インターネットシステムは、プロキシサーバ、ファイアウォール、メール及びDNSサーバ、ルーター、フロアスイッチ（L2）2台によって構成される。詳細については、別紙1「ネットワーク構成図」に示す。

また、構成機器について別紙2「構成機器要件」に示す。

4 インターネットシステム運用保守

当該インターネット機器に問題が発生した場合、ネットワーク監視サーバが発報するアラートメールを元に原因の調査および究明を実施している。

第3章 インターネットシステム構築要件

1 構築要件

(1) 構築工程

ア プロジェクト計画

プロジェクト計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、各作業等の役割分担を明確化するとともに、WBSを作成しタスクの詳細化を行うこと。

イ 要件定義

本書記載事項と受託者が提案する要件とのフィットアンドギャップを行い、機能要件の決定を行う。

ウ 基本設計

要件定義を受け、基本設計書を作成する。打合せの参加者がイメージしやすいように画面のハードコピー等を用いて、相互の認識の共有化を促進しながら検討を行うこと。

エ 詳細設計

基本設計を受け、パラメータの設定等を行うための詳細設計書を作成すること。

オ 構築

インターネットシステムの構築、設定を行うこと。

カ 単体テスト

構築したインターネットシステムが、詳細設計書に沿った動作となっているかの確認を行うこと。

キ 結合テスト

実際の運用を想定したテストシナリオを作成し、機能横断的なテストを行う。なお、結合テストの実施にあたっては、事前に結合テスト計画書を作成し、本市の承認を得ること。また、結合テスト終了時には、結合テスト結果報告書を作成し、本市に提出すること。

ク システムテスト

受託者による次期インターネットシステム全体の最終動作確認として、本運用に沿ったシナリオテスト及び、性能テスト、障害回復テスト等を行う。なお、システムテストの実施にあたっては、事前にシステムテスト計画書を作成し、本市の承認を得ること。また、システムテスト終了時には、システムテスト結果報告書を作成し、本市に提出すること。

ケ 運用テスト

利用者による次期インターネットシステム全体の機能及び性能の確認及び管理者による運用訓練、本市職員等による利用者マニュアル及び管理者マニュアル等の検証等を行う。なお、運用テストは、本市職員が主体となって動作確認等を実施するが、運用テスト計画書及び運用テスト実施手順書等の作成は受託者にて実施すること。また、運用テスト終了後は、本市からの検証結果をもとに、運用テスト結果報告書を作成し、本市に提出すること。

コ インターネット機器移行

現行インターネットシステム、次期インターネットシステムの切り替えを実施すること。なお、インターネットシステム移行の実施にあたっては、事前にインターネットシステム移行計画書を作成し、本市の承認を得ること。また、インターネットシステム移行終了時には、インターネットシステム移行結果報告書を作成し、本市に提出すること。

サ 本番稼働

現行インターネットシステムを停止し、次期インターネットシステムでの本運用を開始する。本番稼働は、令和9年2月1日からを想定している。

(2) 構築体制

- 構築を確実に履行できる体制を確立すること。
- 契約締結後速やかにプロジェクト体制図を提出し、本市の承諾を得ること。
- 原則として構築体制の変更は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、事前に本市と協議の上、承諾を得ること。
- 構築に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し、実務経験を有していること。主要担当者は、資格・経歴・実績・経験年数・氏名を明らかにし、業務着手前に本市に提出すること。

(3) 進捗・課題管理

- 構築は、随時打合せを行うとともに、進捗状況及び課題の共有を行うこと。
- 緊急時を除き、全ての会議資料は2開庁日前までに本市へ提出すること。
- 会議の議事録は受託者が作成し、議事内容について参加者に確認を行うこと。なお、議事録には、会議での決定事項及び検討事項等を明記すること。
- 議事録は、会議終了後3開庁日以内に本市に提出すること。
- 構築を進めていく中で発生した検討課題は、課題管理表に一覧でまとめ、検討期限、検討主体、検討状況、検討経過、検討結果等を管理すること。
- 課題管理表は、毎回の会議の中で確認を行うこと。

2 要求事項

受注者の責任のもと、インターネット機器（プロキシサーバ、ファイアウォール、メールサーバ及び DNS サーバ等）を本市にて運用可能な状態へ設定（運用引継を含む）した後、本市の指定する日時に、本市の指定する場所へ搬入及び設置（必要に応じて電源工事を含む）を行うこと。なお、現行機器上の今後必要となる情報（メールアドレス、メールデータ、DNS 設定、転送設定等）は、すべて移行すること。

(1) ネットワーク構築

ネットワークを構成する機器は以下のとおり。

- ア Proxy サーバ
- イ メールサーバ及び DNS サーバ
- ウ ファイアウォール
- エ その他（インターネット接続・構築に必要なハード・ソフトを含む）

(2) ネットワーク機器仕様

インターネット機器の構成は、別紙 2「構成機器要件」の必須要件を満たし、必要な機器のみを選定すること。ただし、再リースの可能性を考慮し、最大 5 年運用できる機器を選定すること。OS についてはメーカーからの保守を受けることのできる OS で構築すること。

(3) ネットワーク機器設置

インターネット機器を設置するにあたり、記載した要件を満たすこと。また、設置スケジュールは久留米市と調整を行い、承認を得ること。

第4章 ネットワーク運用保守要件

1 運用保守要件

(1) 運用時間

- 運用時間は、原則として24時間365日とする。

(2) 保守体制

- 保守を確実に履行できる体制を確立すること。
- 開始時にはプロジェクト体制図を提出し、本市の承諾を得ること。
- 原則として体制の変更は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、事前に本市と協議の上、承諾を得ること。
- 保守に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し、実務経験を有していること。主要担当者は、資格・経歴・実績・経験年数・氏名を明らかにし、業務着手前に本市に提出すること。

(3) 問い合わせ対応

- 管理者マニュアルに記載のない事項に関する管理者からの問い合わせに対応すること。対応内容は管理者マニュアルに反映し、改訂すること。
- 問い合わせ対応時間は、本市開庁日の8時30分から17時15分までとする。

(4) 運用保守対応

- 保守範囲内で対応可能な作業について条件を明確にすること。
- 設定変更等にあたっては、影響範囲やリスク等を分析し、実行の可否について助言すること。
- 作業の実施前に実施計画書を提出すること。また、作業の完了後に完了報告書を提出すること。
- 設定変更等により納品物に変更が生じる場合は、内容を反映すること。
- 機能提供に影響を及ぼす可能性がある作業は、原則として本市の開庁時間外に実施すること。
- 本庁で実施する計画停電に対応すること。

(5) ハードウェア・ソフトウェア保守

- ハードウェアの不具合等が発覚したときは、本市と協議の上、必要と認められる場合は部品交換等の対応を実施すること。
- ソフトウェアの不具合等が発覚したときは、本市と協議の上、必要と認められる場合はパッチの適用等の対応を実施すること。
- 作業の実施前に実施計画書を提出すること。また、作業の完了後に完了報告書を提出すること。

- ハードウェア・ソフトウェア保守により納品物に変更が生じる場合は、内容を反映すること。
- 機能提供に影響を及ぼす可能性がある作業は、原則として本市の開庁時間外に実施すること。

(6) 障害対応

- ハードウェア・ソフトウェア等の障害を速やかに検知し、対応すること。
- 障害を検知したときは、速やかに応急対応を行い復旧すること。対応後は、速やかに本市に報告を行うこと。
- 障害の内容を調査・分析し、速やかに恒久対応策を立案し、本市の承認を得ること。承認後は、速やかに保守対応を行うこと。

2 要求事項

- 久留米市ネットワーク管理者による通常運用が可能となるよう、設置機器およびソフトウェアの管理者マニュアルを作成・提供すること。
- 久留米市ネットワーク管理者からの、ネットワーク機器およびその運用に関する問合せに対応すること。また、問合せ対応後は必要に応じ、管理者マニュアルの修正版を提供すること。
- 障害受付時間は、本市開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- 設置機器に関する障害を検知（発報メール・久留米市からの問合せ等の受信）後、30 分以内に初動対応を開始すること。
- 設置機器のうち冗長化したものについては、障害検知後、翌日までに冗長構成への復旧を行うこと。
- 設置機器のうち冗長化しないものについては、障害検知後 2 時間以内に原則久留米市本庁にて復旧作業を開始すること
- 保守拠点は久留米市内にあるか、または市役所本庁から 60 分以内の場所にあること。
- 設置機器のセキュリティに関する緊急性、重要性の高い更新情報は、早急に適用すること。
- 設置機器に関する更新情報（ファームウェア、ソフトウェアのバージョンアップ、前項に示すもの以外のセキュリティパッチ等）を取得すること。その適用については、久留米市と対応を協議し、対応有無を決定すること。
- 保守期間の満了後、本市の求めに応じ、ネットワークを構成する機器を撤去・廃棄し、廃棄証明書を提出すること。サーバ等機器を廃棄する際は、ディスクを消去した上で物理的に破壊し、消去証明書を提出すること。

第5章 その他

1 必須要件の取り扱いについて

本仕様書で示した必須要件を満たさない場合、その提案者は失格とする。

2 特記事項

本業務における特記事項を以下に示す。

(1) 業務の再委託について

受託業者は、業務全部を第三者に再委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、あらかじめ書面により久留米市の承諾を受けること。再委託に当たっては、受託業者の責任の下、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、再委託の業務内容、再委託先名称、作業従事者等を久留米市に通知すること。

(2) 個人情報及び非公開情報の取扱い

個人情報及びネットワーク構成等本業務にて知り得た非公開情報の取扱いは、久留米市個人情報保護条例及び条例施行規則、並びに久留米市情報セキュリティ規則を遵守すること。

3 提出書類

受注者は契約の締結後、機器設置を円滑かつ確実に実施するため、(1)から(3)の書類を提出すること。

提出部数は、印刷物で正本1部、副本1部、電子データで2部とする。提出電子データの媒体は問わないが、Microsoft Office製品で編集可能な形式で提出すること。

(1) 契約後遅滞なく提出を必要とする書類

提出書類	記載内容等
作業着手届	作業件名、作業場所、作業内容、作業期間等を記載した文書
プロジェクト計画書	プロジェクトの目的、機器構成概要、体制、実施スケジュール、スコープ定義、作業環境、検収条件、プロジェクト管理方法（コミュニケーション管理、進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、構成管理、文書管理、セキュリティ管理等）を記載した文書

(2) 随時提出を必要とする書類

提出書類	記載内容等
作業進捗報告	作業管理に必要な事項を記載した文書
議事録	打合せ内容を記載した文書

(3) 完成時に提出を必要とする書類等

ここで示す提出書類は、各工程完了時に個別提出し、完成時に一式を再提出すること。

提出書類	記載内容等
要件定義書	現行機器の設定情報、電波調査結果等をもとに確定となった要件定義を記載した文書
基本設計書	要件定義書をもとに、機器の構成、機能等に関する基本設計を記載した文書
詳細設計書	基本設計書をもとに、機器の設定内容等に関する詳細設計を記載した文書
テスト仕様書	設定した機器の動作検証に必要なテストの項目を記載した文書
テスト結果報告書	設定した機器の動作検証に必要なテストの結果およびエビデンスを記載した文書
運用マニュアル	機器の運用を円滑に行うための手順等を記載した文書
配線図面	配線ルートを示した図面
その他	セットアップ用各種CD/DVD、ライセンス証書、製品マニュアル等